

多久市課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 3 号

多久市課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(多久市役所組織規則の一部改正)

第 1 条 多久市役所組織規則（平成 2 3 年多久市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表財政課の項中「管財係」を「財産活用係」に改め、同表国民スポーツ大会推進課の項を削る。

別表財政課の部管財係の項を次のように改める。

財産活用係	1 普通財産の取得、処分及び管理に関すること。 2 市有財産の登録及び登記に関すること。 3 庁舎の管理に関すること。 4 庁用自動車に関すること。 5 市有物件災害共済会に関すること。 6 公有地拡大の推進に関すること。 7 多久市土地開発公社との連絡調整に関すること。 8 土地開発基金に関すること。 9 公共施設等総合管理計画に関すること。 1 0 公共施設個別施設計画に関すること。
-------	--

	1 1 多久市立病院の清算にすること。
--	---------------------

別表国民スポーツ大会推進課の部を削る。

（多久市財務規則の一部改正）

第 2 条 多久市財務規則（平成 1 1 年多久市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 出納員及び委任事項の表国民スポーツ大会推進課の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。